

阿蘇市監委告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項に基づく阿蘇市職員措置（住民監査）請求（以下「措置請求」という。）について同条第5項の規定より監査を実施したので、その結果を公表する。

令和4年2月10日

阿蘇市監査委員 小野 正敏

阿蘇市監査委員 田中 則次

第1 請求の受付

1 請求人

省 略

2 請求書の受付年月日

令和3年12月17日

3 請求の内容

請求の要旨は以下のとおりである。要旨については請求人作成の阿蘇市職員措置請求書（以下「請求書」という。）から原文のまま記載する。

ただし、事実証明書については、項目名のみを記載した。

(1) 請求の対象となる執行機関・職員

阿蘇市長

(2) 請求の対象となる財務会計上の行為又は怠る事実

阿蘇市は、令和3年5月19日に熊本地方裁判所における「畜産クラスター事業補助金変更交付決定違法確認等請求事件」で全面的に敗訴し、これに対する控訴を行わず、同判決が確定した。このため、原告事業者に対し83,596,223円の賠償金（内訳：補助金取消分50,095,000円、突貫工事費15,660,000円、遅延損害金11,265,723円、原告側弁護士費用6,575,500円）を支払った。

また、被告である阿蘇市は本件裁判のために3,219,480円の出費をすることとなった。（内訳：弁護士費用2,980,480円、印紙代239,000円）。

これにより、阿蘇市には総額86,815,703円の損害が生じたものである。

これは阿蘇市長佐藤義興氏の違法行為・過失行為・注意義務違反（1、阿蘇市補助金等交付規則の適用を誤って補助金変更交付決定を行ったこと、2、補助金の平成30年度への事故繰越について原告事業者だけを不当に除外したこと）の結果として畜産会社に損害賠償請求訴訟をされ、敗訴したことが原因である。

阿蘇市長の違法行為・過失行為・注意義務違反の結果、裁判での全面敗訴という形で86,815,703円もの損害を阿蘇市に与える結果となった。市が損害賠償請求権の行使として市長へ請求に及んでいないこともまた、阿蘇市の財産管理を怠る事実である。

(3) 違法又は不当とする理由

原告事業者が阿蘇市に損害賠償を求めた「畜産クラスター事業補助金変更交付決定違法確認等請求事件」の判決において、熊本地方裁判所は次のとおり判示している。

「阿蘇市長がした本件変更交付決定は、阿蘇市交付規則の適用を誤ってした
手続上の瑕疵がある上、本件交付決定に無効事由及び取消事由がないにもかか
わらずされたものであるから、職務上の注意義務に違反してなされたものとし
て国家賠償法1条1項の適用上違法であり、阿蘇市長には過失があるというべ
きである」(判決文35ページ)

「阿蘇市長は、本件協議会から原告を含む8つの取組主体に係る補助金につ
いて平成30年度への繰越しを求める旨の本件事務繰越申請を受けたにもかか
わらず、合理的な理由に基づかずに原告への補助金を除外して熊本県知事
に対する事故繰越申請をし、原告への補助金についての事故繰越の手続をしな
かったのであるから、上記の職務上の注意義務に違反したものであって国家賠
償法1条1項の適用上違法であり、過失があるというべきである」(判決文36
ページ)

熊本地裁が阿蘇市長の行為について、職務上の注意義務に違反し違法、過失
ありとはっきり指摘している。これが違法又は不当とする理由である。

なお、判決中「市長に過失がある」と述べられているが、これは「過失の有
無」を論じたものである。「過失の程度」を検討すれば、重大な過失(重過失)
であると言わざるを得ない。何故なら、わずかな注意を払えば容易に損害を回
避しえたはずだからである。具体的には、地方自治法・阿蘇市補助金等交付規
則などの条文を読み直す、上級庁たる県へ手続の瑕疵がないかを相談する、市
顧問弁護士に法律上問題ないかを照会する等、公務を執行する上で基本的な業
務を行ってさえいれば、今回のような損害は発生しえなかったのである。

(4) 阿蘇市に生じている損害

阿蘇市長の違法行為により、86,815,703円の損害賠償金を支払うこ
ととなり、阿蘇市に損害が生じた。

なお、阿蘇市が市長に対し、一般会計より支出した86,815,703円の
請求を怠っているため、市の財産が毀損されている。

(5) 求める必要な措置

すみやかに阿蘇市は、阿蘇市長佐藤義興氏に対し、国家賠償法第1条第2項
又は民法709条に基づき、市に与えた86,815,703円の損害につき
賠償請求を行うべきである。

4 別紙事実証明書

- (1) 判決文写(令和3年5月19日言渡 熊本地方裁判所)
- (2) 阿蘇市議会だより「かるでら」第61号
- (3) 阿蘇市議会だより「かるでら」第62号

5 請求書の受理

本件請求について要件を審査した結果、法第242条の所定の要件を具備していると認め、令和3年12月24日にこれを受理した。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

本件請求書に記載されている事項に基づき、損害賠償金及び裁判における弁護士費用を公金から支出したこと及び市が市長に対して求償権を行使していない事実を監査対象とし、当該求償権の行使を怠っているか否か等について監査した。

2 監査対象部

阿蘇市経済部農政課

阿蘇市総務部総務課

3 請求人の証拠の提出及び陳述の機会

法第242条第7項の規定に基づき、令和4年1月11日請求に係る証拠の提出及び陳述の聴取を行った。以下に、提出された意見陳述書の主な項目のみ記載する。

(1) 責任の所在を明らかにし、阿蘇市は市長に対して損害賠償請求を行うこと。

(2) 市民への説明を十分に行うこと。

(3) 提出された新たな証拠

平成29年第11回阿蘇市農業委員会会議録

平成30年第2回阿蘇市議会定例会一般質問議事録

4 監査の実施

本件請求に係る関係書類の提出を求め調査を行うとともに、令和4年1月17日に副市長、監査対象部職員から事情聴取を行った。

5 監査対象部の説明

副市長及び監査対象部からの説明を要約して記載する。

(1) 市長への求償権の行使について

国家賠償法第1条第2項に重大な過失がなければ、個人に対しての請求はできないとの規定がありますが、議会一般質問でも答弁しましたが、最高裁が示している重大な過失の基準までには至っていないとみています。

「判決文は裁判官が使う言葉なので、「過失」と「重大な過失」というのはきれいに使い分けていると考えております。判決文では「過失」という言葉

しか使っていないことから、「重大な過失」は無かったと判断しているところで
す。」(阿蘇市議会だより「かるでら」第62号より抜粋)

また、以前から関係機関(国、県、畜産クラスター協議会等)とも相談、
要望等行っている。

このようなことから、重大な過失には該当しないと判断し、求償権を行使
していない。

(2) 上級庁への相談について

補助金等変更交付申請する際、県に申請し、県が承認したところをもって
畜産クラスター協議会に交付している。以前から県には相談等行っており、全
く相談していなかったわけではない。事故繰越申請においても、時間的制約が
ある中、県と相談している。

また、申請において誤りがあれば指摘等あるはずだが、国及び県からの指
摘等無かった。

(3) 市顧問弁護士への法律相談について

市顧問弁護士に相談するのは、法的に疑義がある時に尋ねるものであり、
法律や市の条例に、政策決定過程において、法律の専門家に意見を聞く規定
はない。

第3 監査の結果

1 主文

本件措置請求については、監査委員の合議によりその措置請求に理由がないもの
として棄却することに決定した。

以下、監査委員の判断を記述する。

2 判断

(1) 関係法令等について

国家賠償法第1条第1項は、「国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員
が、その職務を行うについて、故意又は過失によって違法に他人に損害を加え
たときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。」とされ、同条第2
項で、公務員に対する求償について「前項の場合において、公務員に故意又は
重大な過失があつたときは、国又は公共団体は、その公務員に対して求償権を
有する。」と規定されている。

また、民法(明治29年法律第89号)709条(不法行為による損害賠償)
によると「故意または過失において他人の権利または法律上保護される利益を
侵害したものは、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。」と規定さ
れている。

(2) 公金からの支出が違法な支出にあたるか

損害賠償金については、令和3年第2回阿蘇市議会定例会において議案第51号阿蘇市一般会計補正予算（第4号）として審議、可決後支払われている。

損害賠償金の支出は、裁判の判決に基づき支出されたものであり、市が損害賠償金を支払うに当たり公金を支出したことが、違法又は不当であるとは認められない。

また、応訴における市顧問弁護士への弁護士費用についても、被告たる地方公共団体の執行機関としての阿蘇市長の行った行為に関し、その事務の正当性が争われており、このことについて積極的に主張、立証すべく応訴活動を行うことは執行機関として当然なすべき職務行為の一環と考えられる。そのため、高度で専門的な法律判断を要することから、訴訟の関係手続法令や実定法に精通し、知識経験豊富な弁護士に訴訟委託した市の判断が妥当性を欠くものとはいえず、このような応訴費用を当該公共団体が負担することについても、違法・不当性は認められない。

(3) 市長に求償する重大な過失があるか

請求人は、「判決中市長に過失があると述べられているが、これは過失の有無を論じたものである。過失の程度を検討すれば、重大な過失（重過失）であると言わざるを得ない。」と主張している。

国家賠償第1条第2項の「重大な過失」については、民法上の不法行為における概念と同様とされており、「通常人に要求される程度の相当な注意をしないでも、わずかの注意さえすればたやすく違法有害な結果を予見することができた場合であるのに、漫然とこれを見過ごしたような、ほとんど故意に近い、著しい注意欠如の状態」（最高裁昭和27年（オ）884号昭和32年7月9日第三小法廷判決）と解されている。

請求書には、重大な過失としての具体例も記載されているが、補助金等変更交付申請、事故繰越承認申請においても、事前に熊本県に相談しており、平成30年度への繰越承認申請においては、手続き上の時間の問題、地域住民の思い等、様々な理由があったと踏まえれば、重過失があったとまでは言えない。

また、補助金変更交付申請、事故繰越承認申請に瑕疵があれば申請において、国や熊本県から指摘されるはずだが、その指摘も受けてはいない。

市顧問弁護士への相談については、法令上、法律の専門家の助言を義務化、あるいは要求しておらず、顧問弁護士に照会しなければならないとは言えない。

市は、平成28年度畜産クラスター事業について、事故繰越申請以前から阿蘇地域畜産クラスター協議会はもとより、国や熊本県、原告と協議等行ってきた。また、判決においても「阿蘇市長には過失があるというべきである。」とはされているが、過失の度合い（重過失の有無）については明確にされていない。

これらの事情を鑑みると、国家賠償法第1条第2項に規定されている重大な過失があるとは言いきれない。

(4) 市は財産の管理を怠っているか

今回の判決は国家賠償法第1条第1項に基づき支払ったものである。国家賠償法第1条第2項において、公務員に請求できるのは故意又は重大な過失があったとき、その公務員に対して求償権を有すると規定されている。今回、市長に重大な過失があったとまでは言えず、損害賠償請求権の行使に及んでいないことが、財産の管理を怠っているとは言えない。

(5) 市民への説明等について

陳述時に述べられた「市民への説明を十分に行うこと」とあるが、このことについては、請求要旨からは外れたものであると考える。担当課へ要望等していただきたい。

第4 結論

以上のことから、請求人の主張には理由がないものと判断し、本件請求を棄却する。